

窓口での「正確な住所の届出」が必要です

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

住所や家族構成などが変わるときは、所定の期間内の届出をお願いします。

住民異動届の際には

- 届出人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）が必要です。
- 代理人（本人または同一世帯員以外の方）が届出される場合は委任状が必要です。

受付時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

届出の内容	届出期間・持参するもの
転入届 他市区町村から 平田村への 引っ越し	住み始めた日から14日以内 (1)転出証明書（前住所地から発行されたもの） ※マイナンバーカードでの転入の場合はカードを持参してください。 暗証番号の入力が必要になります。 (2)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (3)マイナンバーカード（お持ちの方） (4)在留カード（外国人の方の場合）
転居届 村内の中で 引っ越しを された方	転居した日から14日以内 (1)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (2)マイナンバーカード（お持ちの方） (3)在留カード（外国人の方の場合） (4)平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など
転出届 平田村から 他市区町村へ 引っ越しを される方 ※引っ越し先の 住所、世帯主、 引っ越し予定日 等の確認をお願 いします。	引っ越しする予定日の14日前から (1)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (2)在留カード（外国人の方の場合） (3)平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など ※新住所地での手続きは、住み始めた日から14日以内に行ってください。 すでに新しい住所地へ引っ越したなどの理由で窓口に来庁できない場 合は、郵送で手続きができます。次の(1)から(4)を同封し下記あてに郵 送してください。 (1)必要な事項を記載した用紙 ①平田村での住所 ②新しい住所 ③転出日 ④転出される方の氏名・生年月日・性別 ⑤日中連絡の取れる電話番号 (2)返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼ったもの） (3)本人確認書類（運転免許証など）の写し (4)平田村で交付されている各種資格証（保険証等） 送付先 〒963-8292(住所記載不要) 平田村役場住民課
世帯主変更・ 世帯合併・ 世帯分離	変更があった日から14日以内 ※住所の異動はなく、世帯の構成等に変更があった場合等の届出 (1)窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） (2)平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 各種医療助成受給者証など

住民課 ☎ 55-3112



マイナンバーカードをお持ちの方へ

「転出届」の手続きが、マイナポータルを通じて行えます

(マイナポータルサイトについて P8 参照)

◆住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

〈オンラインでの届出〉

引越前の
市区町村

[転出前に]
マイナポータルを通じ
オンラインで転出届を提出する
(窓口に行くことなく自宅等から手続きできます)



引越先の
市区町村

[転入した日から 14 日以内に]
マイナンバーカードを提示の上
転入届を提出する ※ 1

〈窓口での届出〉

引越前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る ※ 2



引越先の
市区町村

[転入した日から 14 日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出する ※ 3

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から 14 日以内に]
窓口で転居届を提出する ※ 1

※ 1 マイナポータルを通じて、転入（転居）届の提出のために来庁予定の連絡ができます。

※ 2 マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。

※ 3 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。

◆マイナンバーカードの取扱いにご注意ください

マイナンバーカードは、ICチップとアンテナなどの電子部品を内蔵した精密機械です。カードの取扱い方法によっては故障する可能性があります。カードの保管や使用には、次の点に十分注意するようお願いします。

高温に注意



カードが熱で変形したり、カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。

物理的な力に注意



カードに内蔵されている電子部品が故障する場合があります。

- ・カードを落としたり、読取り装置に押し付けて曲げたり、カードの上に物を落としたりして衝撃を与えないこと。
- ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりして、ICチップ部分に局所的な加重をかけないこと。
- ・かばんや手さげの中で硬貨・ペンなどと一緒にしてカードのICチップ部分に衝撃を与えないこと。
- ・突起物や金属で傷つけないこと。
- ・ICチップ部分を指で触れたり、汚したりしないこと。

薬品や液体に注意



カードの顔写真がはがれるなど、券面情報が損なわれる場合があります。

強い磁気 to 注意



テレビやスピーカー、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけると、カード裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合があります。

まだマイナンバーカードを受け取りに来ていない方は、お早めに住民課までお越しください。

電話予約制 ☎ 55-3112